

D 8	1,632,000円まで	(全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。)	(全額徴収。ただし、その額が42,500円をこえるときは42,500円とする。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円をこえるときは51,400円とする。)
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円をこえるときは122,500円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円をこえるときは61,200円とする。)
D 11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円をこえるときは71,900円とする。)
		その月のその措	その月のその措

		D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	置児童にかかる措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。)	置児童にかかる措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が83,300円をこえるときは83,300円とする。)
		D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が95,600円をこえるときは95,600円とする。)
		D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	1 (略)				
	2 (略)				
備考	1				<p>この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>
	2				

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1)当分の間徴収金基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定め

6

- る療育手帳の交付を受けた者。
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表4-2
(略)

別表4-2

障害児施設徴収金基準額表（入所者用）

対象収入等による階層区分		知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)		

2	0円 ~	270,000円	0円
3	270,001 ~	280,000	1,000
4	280,001 ~	300,000	1,800
5	300,001 ~	320,000	3,400
6	320,001 ~	340,000	4,700
7	340,001 ~	360,000	5,800
8	360,001 ~	380,000	7,500
9	380,001 ~	400,000	9,100
10	400,001 ~	420,000	10,800
11	420,001 ~	440,000	12,500
12	440,001 ~	460,000	14,100
13	460,001 ~	480,000	15,800
14	480,001 ~	500,000	17,500
15	500,001 ~	520,000	19,100
16	520,001 ~	540,000	20,800
17	540,001 ~	560,000	22,500
18	560,001 ~	580,000	24,100
19	580,001 ~	600,000	25,800
20	600,001 ~	640,000	27,500
21	640,001 ~	680,000	30,800
22	680,001 ~	720,000	34,100
23	720,001 ~	760,000	37,500
24	760,001 ~	800,000	39,800
25	800,001 ~	840,000	41,800
26	840,001 ~	880,000	43,800
27	880,001 ~	920,000	45,800
28	920,001 ~	960,000	47,800
29	960,001 ~	1,000,000	49,800
30	1,000,001 ~	1,040,000	51,800
31	1,040,001 ~	1,080,000	54,400
32	1,080,001 ~	1,120,000	57,100
33	1,120,001 ~	1,160,000	59,800
34	1,160,001 ~	1,200,000	62,400
35	1,200,001 ~	1,260,000	65,100
36	1,260,001 ~	1,320,000	69,100

37	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100
38	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100
39	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上	81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て)

備考

当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設 90,000円

その他の施設 50,000円

※ この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

(4)-3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

Table with 12 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, (削除), 4級地, (削除), 5級地, (削除), 6級地, (削除), 7級地, その他. Rows represent staff counts from 5 to 26.

(5) ろうあ児施設

Table with 12 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, (削除), 4級地, (削除), 5級地, (削除), 6級地, (削除), 7級地, その他. Rows represent staff counts from 30 to 91.

(5)-2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

Table with 12 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, (削除), 4級地, (削除), 5級地, (削除), 6級地, (削除), 7級地, その他. Rows represent staff counts from 10 to 91.

(4)-3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

Table with 13 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, その他. Rows represent staff counts from 5 to 26.

(5) ろうあ児施設

Table with 13 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, その他. Rows represent staff counts from 30 to 91.

(5)-2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

Table with 13 columns: 地域区分, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, その他. Rows represent staff counts from 10 to 91.

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	175,230	172,320	169,390		167,860		165,820		163,820		160,680	157,690
6 ~ 10	143,010	140,300	137,590		136,160		134,290		132,400		129,560	126,750
11 ~ 15	130,660	128,080	125,500		124,160		122,360		120,570		117,860	115,190
16 ~ 20	127,070	124,480	121,870		120,500		118,690		116,890		114,180	111,460
21 ~ 25	121,650	119,120	116,600		115,280		113,540		111,800		109,180	106,510
26 ~ 30	118,000	115,550	113,080		111,840		110,110		108,390		105,810	103,210

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
30人まで	210,280	205,730	201,170		198,770		195,580		192,400		187,700	182,960
31 ~ 40	192,260	188,110	183,960		181,780		178,900		175,970		171,700	167,370
41人以上	174,580	170,830	167,110		165,190		162,570		159,970		156,110	152,170

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
50人まで	237,330	232,430	227,530		224,940		221,570		218,180		213,030	207,930
51 ~ 60	232,860	228,040	223,220		220,720		217,390		214,020		209,050	203,950
61 ~ 70	228,470	223,730	219,000		216,530		213,260		209,990		205,030	200,070
71人以上	224,000	219,370	214,750		212,370		209,190		205,970		201,110	196,270

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人まで	54,670	53,430	52,200		51,550		50,670		49,820		48,580	47,280
11~20	27,280	26,660	26,060		25,720		25,300		24,860		24,250	23,600
30人まで	18,050	17,660	17,280		17,040		16,790		16,550		16,110	15,720
31人以上	14,440	14,130	13,810		13,640		13,430		13,210		12,860	12,550

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	173,850	171,310	169,480	168,720	167,950	166,930	165,910	164,850	163,910	162,850	160,770	157,770
6 ~ 10	141,710	139,410	137,710	137,000	136,270	135,340	134,400	133,460	132,500	131,580	129,670	126,860
11 ~ 15	129,460	127,210	125,570	124,910	124,240	123,330	122,430	121,530	120,640	119,720	117,920	115,250
16 ~ 20	125,870	123,620	121,970	121,280	120,590	119,690	118,780	117,860	116,990	116,080	114,260	111,550
21 ~ 25	120,460	118,270	116,680	116,020	115,350	114,470	113,610	112,690	111,870	110,980	109,250	106,580
26 ~ 30	116,820	114,690	113,130	112,510	111,890	111,020	110,170	109,330	108,450	107,590	105,860	103,270

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	208,160	204,120	201,130	199,920	198,740	197,140	195,530	193,980	192,350	190,780	187,650	182,910
31 ~ 40	190,340	186,660	183,930	182,830	181,750	180,300	178,870	177,420	175,940	174,520	171,670	167,340
41人以上	172,920	169,550	167,080	166,110	165,160	163,930	162,540	161,270	159,940	158,660	156,080	152,140

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	235,390	230,860	227,530	226,230	224,920	223,230	221,570	219,820	218,180	216,440	213,010	207,930
51 ~ 60	230,730	226,410	223,220	221,970	220,720	219,050	217,390	215,680	214,020	212,360	209,050	203,950
61 ~ 70	226,590	222,240	219,000	217,760	216,530	214,900	213,260	211,570	209,990	208,320	205,030	200,070
71人以上	222,200	217,950	214,750	213,560	212,370	210,770	209,190	207,550	205,970	204,350	201,110	196,260

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,120	53,050	52,270	51,940	51,610	51,180	50,740	50,310	49,890	49,450	48,640	47,340
11~20	27,010	26,490	26,090	25,920	25,750	25,550	25,340	25,110	24,890	24,680	24,280	23,630
30人まで	17,920	17,560	17,300	17,170	17,060	16,930	16,820	16,660	16,580	16,410	16,130	15,740
31人以上	14,320	14,040	13,840	13,750	13,670	13,550	13,450	13,330	13,230	13,110	12,890	12,580

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

Table with columns: 地域区分, 定員, 1級地, 2級地, 3級地, (削除), 4級地, (削除), 5級地, (削除), 6級地, (削除), 7級地, その他. Rows include 5人, 6~10, 11~15, 16~20, 21~25, 26~30.

○盲児施設 (障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合)
○ろうあ児施設 (障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合)
(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

Table with columns: 地域区分, 定員, 1級地, 2級地, 3級地, (削除), 4級地, (削除), 5級地, (削除), 6級地, (削除), 7級地, その他. Rows include 10人まで, 11~20, 30人まで, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91~100, 101~110, 111~120, 121~130, 131~140, 141~150, 151~160, 161~170, 171~180, 181~190, 191人以上.

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

Table with columns: 地域区分, 定員, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, その他. Rows include 5人, 6~10, 11~15, 16~20, 21~25, 26~30.

○盲児施設 (障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合)
○ろうあ児施設 (障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合)
(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

Table with columns: 地域区分, 定員, 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, 7級地, 8級地, 9級地, 10級地, 11級地, その他. Rows include 10人まで, 11~20, 30人まで, 31~40, 41~50, 51~60, 61~70, 71~80, 81~90, 91~100, 101~110, 111~120, 121~130, 131~140, 141~150, 151~160, 161~170, 171~180, 181~190, 191人以上.

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	94,510	92,420	90,320		89,230		87,800		86,340		84,190	81,960
6 ~ 10	47,210	46,160	45,110		44,550		43,860		43,140		42,050	40,940
11 ~ 15	31,430	30,730	30,030		29,680		29,170		28,690		27,990	27,250
16 ~ 20	23,520	23,000	22,480		22,200		21,840		21,510		20,980	20,420
21 ~ 25	18,800	18,380	17,970		17,750		17,470		17,200		16,780	16,320
26 ~ 30	15,530	15,210	14,890		14,750		14,490		14,220		13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
1人につき	24,770	24,240	23,730		23,460		23,090		22,710		22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
1人につき	53,550	52,420	51,310		50,730		49,940		49,150		47,980	46,810

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

(略)

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	93,420	91,620	90,310	89,760	89,210	88,490	87,780	87,050	86,330	85,600	84,180	81,930
6 ~ 10	46,680	45,770	45,110	44,830	44,550	44,200	43,850	43,480	43,140	42,760	42,050	40,920
11 ~ 15	31,050	30,480	30,030	29,860	29,680	29,430	29,170	28,930	28,690	28,450	27,980	27,240
16 ~ 20	23,290	22,820	22,480	22,340	22,200	22,030	21,840	21,680	21,510	21,340	20,970	20,410
21 ~ 25	18,600	18,250	17,970	17,870	17,750	17,610	17,470	17,330	17,190	17,060	16,770	16,320
26 ~ 30	15,390	15,110	14,880	14,810	14,750	14,610	14,480	14,370	14,220	14,130	13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,560	24,090	23,730	23,600	23,460	23,270	23,090	22,910	22,710	22,540	22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	53,020	52,030	51,290	51,010	50,720	50,330	49,940	49,550	49,140	48,750	47,980	46,800

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,530
6 ~ 10	18,760
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,500
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350

別表 6
(略)

別表 6

障害児施設の職種別職員定数表

(1) 知的障害児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1 人。
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員 4. 3 人につき 1 人。 ただし、定員 30 人以下の施設については、この定数のほか 1 人を加算する。
介 助 員	1 人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	定員 150 人未満の場合は 1 人。 定員 150 人以上の場合は 2 人。
調 理 員 等	定員 90 人未満の場合は 4 人。 以下同様に 30 人ごとに 1 人を加算する。
嘱 託 医	2 人。

(1) - 2 第二種自閉症児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1 人。
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員 4. 3 人につき 1 人。 ただし、定員 30 人以下の施設については、この定数のほか 1 人を加算する。
介 助 員	1 人。
看 護 師	通じて定員 20 人につき 1 人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	1 人。
調 理 員 等	定員 90 人未満の場合は 4 人。 以下同様に 30 人ごとに 1 人を加算する。
医 師	医師 1 人。嘱託医 2 人。

(2) 知的障害児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数	
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。	
児童指導員 保 育 士	通じて定員7.5人につき1人。	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	
事 務 員	1人。	
調 理 員 等	運 転 手	1人。
	調 理 員 等	2人。
嘱 託 医	1人。	

(3) 盲児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

(4) ろうあ児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。

保 育 士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(4) - 2 難聴幼児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士 聴能訓練担当職員 言語訓練担当職員	通じて定員4人につき1人。 ただし、聴能訓練担当職員、言語訓練担当職員は、それぞれ2人以上置くものとする。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	3人。
嘱 託 医	1人。

(5) 肢体不自由児療護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

別表7
(略)

嘱託医 1人。

別表7

知的障害児施設を本体施設とし障害者支援施設（障害者自立支援法施行後において従前の例により運営されている知的障害者更生施設を含む。以下この別表7においてじ。）を併設する場合の職種別定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	知 的 障 害 児 施 設	障 害 者 支 援 施 設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____

盲児施設を本体施設としろうあ児施設又は障害者施設施設を併設する場合の職種別職定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	盲 児 施 設	ろ う あ 児 施 設	障 害 者 支 援 施 設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と	_____

		兼務とする。	
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	

ろうあ児施設を本体施設とし盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設	施 設
	ろうあ児施設	盲児施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
	通じて定員5人につき	通じて定員5人に	

児童指導員 保育士	1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	つき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	知的障害児施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算す

		る。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。

障害者支援施設を本体施設とし盲児施設又はろうあ児施設を併設する場合の職種別職定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	障害者支援施設	盲児施設	ろうあ児施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。